平成２９年（フ）第１６２１号
大阪府東大阪市西堤本通東２丁目４番20―503号
債務者　河本　光枝
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８９号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―718号
債務者　西川　勇哉
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７８１号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番９―1002号
債務者　西川　大輔
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８７５号
大阪市淀川区西宮原２丁目６番16―742号
債務者　田中　芳郎
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５号
長崎県南島原市有家町尾上5306番地１
債務者　林田　一希
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月23日午前11時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
静岡市葵区建穂１丁目１番35―205号、旧住所静岡市葵区坂ノ上912番地
債務者　森藤みどり
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６４号
静岡県焼津市中里312番地の２　ハイツ松風201号、旧住所静岡県焼津市田尻北89番地の１エクセレント13―Ｂ201号
債務者　神部　　俊
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６８号
静岡市駿河区石田２丁目13番13号　内海方
債務者　伊藤　奈月
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２号
沖縄県宜野湾市上原１丁目20番12―202号　シュロス仲本
債務者　新城　大志
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５２号
沖縄県沖縄市室川２丁目33番18号　照屋アパート４Ｆ
債務者　福島　守宏
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５３号
沖縄県沖縄市室川２丁目33番18号　照屋アパート４Ｆ
債務者　福島　京子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５５号
沖縄県宜野湾市伊佐３丁目25番８号　３Ｆ
債務者　高原　景光
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５６号
沖縄県宜野湾市普天間２丁目15番32―205号　シティマンションさくら荘
債務者　スーザ三子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５８号
沖縄県沖縄市住吉１丁目２番22号　島アパート32号
債務者　仲村　一美（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第５９号
沖縄県沖縄市上地１丁目20番24号
債務者　比嘉　　晃
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部